

認知症対応型共同生活介護
(介護予防認知症対応型共同生活介護)

グループホーム ほろむい

重要事項説明書

株式会社 一 条

重要事項説明書

あなたに対する介護サービス提供開始にあたり、法令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 当事業者

事業者の名称	株式会社一条
事業者の所在地	岩見沢市幌向北2条1丁目611-127
法人種別	株式会社
代表者名	代表取締役 高木 祐幸
電話番号	0126-26-5673

2. ご利用施設

施設の名称	グループホームほろむい
施設の所在地	岩見沢市幌向北2条1丁目611-127
施設長名	高木 祐幸
電話番号	0126-26-5673
FAX	0126-26-6282
指定番号	0175700335号

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	当社が開設するグループホームほろむいが行う指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護(以下、「介護サービス」という。)が適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護サービスの提供にあたる者(以下「従業者」という。)が、要介護状態にあつて認知症の状態にある者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。
施設運営の方針	事業者の従業者は、要介護者であつて認知症の状態にある者について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者様がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

4. 施設の概要

(1)敷地及び建物

敷地		1,384.98㎡(418.95坪)
建物	構造	鉄筋コンクリート造2階建(耐火建築)
	延べ床面積	830.64㎡(251.26坪)
	入居定員	27名

(2)主な設備

設備の種類	数 量	面 積	1室あたりの面積
居室	27室	286.20㎡	10.60㎡
居間	3室	64.17	21.39
食堂	3室	64.17	21.39
台所	3室	64.17	21.39
浴室	3室	11.40	3.80
脱衣室	3室	12.00	4.00
便所	6箇所	12.00	4.00
介護職員室	3室	15.90	5.30
宿直室	3室	15.90	5.30
洗面洗濯室	3室	23.10	7.70

(注)角部屋の配置ならびに構造については、別添のパフレットを参照して下さい。

5. 従業者体制(主たる職員)～グループホーム

従業者の職種		管理者	計画作成担当者	介護従業者	看護従業者
員数		3	3	24	1
区 分	常勤	専従	1	13	
		兼務	3	3	
	非常勤	専従		8	
		兼務			
事業指定基準		3	3	24	
保有資格		介護福祉士	介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士 主任介護支援専門員	介護福祉士 介護職員実務者研修 ホームヘルパー 1級・2級 介護職員初任者研修 認知症介護基礎研修	准看護師

6. 従業者の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制
管 理 者	勤務時間帯(9:00～18:00) 2名常勤勤務(1H計画作成・6H介護業務兼務) 1名常勤勤務(7H介護業務兼務)
計画作成担当者	勤務時間帯(9:00～18:00) 1名常勤勤務(専従) 2名常勤勤務(1H管理・6H介護業務兼務)
従業者職員	日 勤(9:00～18:00) 早 番(7:00～16:00) 遅 番(11:00～20:00) 夜勤者(16:30～ 9:30) ※夜間職員1名で入居者9名のお世話をします。
看護師	訪問看護ステーション菜による定期訪問
常勤の休暇	4週8休・1週40H
非常勤の休暇	1週20H

7. 営業日

営業日	年中無休
-----	------

8. サービスの概要

(1)介護保険給付サービス

種 類	サービス内容
食事の介助	<p>①栄養と入居者様の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を献立し、入居者様と従業者が共同で食事を作ります。</p> <p>②食事は、食堂でとっていただきます。</p> <p>朝食(8:00～ 9:00) 昼食(12:00～13:00) 夕食(17:00～18:00)</p> <p>③食事の後片付けも共同で行います。</p> <p>④食材料費は個人負担です。</p>
排泄の介助	<p>①入居者様の状況に応じて適切な排泄行為を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行います。</p> <p>②おむつを使用する方に対しては、必要に応じて交換を行います。</p>
入浴の介助	必要に応じた入浴を行います。
着替え等の介助	<p>①生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。</p> <p>②個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</p> <p>③シーツ等の交換は、週1回行います。</p>
機能訓練	<p>入居者様の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努めます。</p> <p>(状況に応じて、当施設の保有するリハビリ器具を使用も併せて考慮します。)</p>
健康管理	<p>①協力契約病院等の嘱託医師により、年間計画に基づき健康診断を行います。</p> <p>②緊急等必要な場合には主治医あるいは協力病院等に責任をもって引き継ぎます。</p> <p>③入居者様が外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについてできるだけ配慮します。</p>
相談及び援助	<p>当施設は、入居者様及びその家族様からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</p> <p>(相談窓口)統括施設長 高木 祐幸 ご利用時間 毎日午前10時～午後3時 電話 0126-26-5673</p>

(2)介護保険給付外サービス

種 類	サービス内容	利用料
おむつの提供	入居者様のご希望に応じて提供します。 ◇パンツタイプ ◇平オムツ ◇尿取りパット ◇布オムツ ◇オムツカバー ◆単価等変更あり ◆月末締め請求	実 費
食材・食事代	①新鮮で安価な食材を購入し、提供します。 ②単価は概算で、食材により日々変更あります。	(内訳) 朝 440円 昼 440円 夕 560円 おやつ 60円
理美容サービス	毎月1回 理美容店の出張による理美容サービスをご利用いただけます。	理美容サービス 1回 1,500円
レクリエーション行事	当施設では、年間行事計画に沿ってレクリエーション行事を企画します。	施設外レクについて (交通費等実費)

9. 利用料等

種 類	サービス内容
介護保険給付サービス ※8-1)	介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、その1割の額(一定以上の所得者の場合は2割及び3割)とします。
介護保険給付外サービス ※8-2)	次にあげる費用については、その実費の支払いを入居者様から受けるものとします。 ① 室料 月額40,000円(生活保護者対応額30,000円) ② 光熱水費 月額19,000円 ③ 暖房費 月額 8,000円(11月～3月) ④ 食材料費 月額45,000円 ⑤ その他、8-2)を含む生活必需品

10. 苦情等申立先

当施設ご入居者相談コーナー	・窓口担当者 計画作成担当者 羽根 愛 各ユニットホーム長 高橋小夜子 和田 圭美 ・ご利用時間 毎日午前10時～午後3時 ・お電話でのご相談も行っております。 電話 0126-26-5673	主任介護支援専門員 介護福祉士 介護福祉士
岩見沢市介護保険担当	ご利用方法 電話 0126-35-4138	
国民健康保険団体 連合会北海道支部	ご利用方法 電話 011-231-5161	

11. 協力医療機関

医療機関名称	所在地	診療科目
医療法人社団すずかけ会 松藤医院	岩見沢市2条西5丁目2番地7	循環器・内科一般
医療法人すこやか・すこやかクリニック新篠津	石狩群新篠津村第46線北12番地	内科一般
医療法人社団北陽会 牧病院	岩見沢市3条西5丁目9	内科・精神科
医療法人萌佑会岩見沢脳神経外科	岩見沢市8条西19丁目8-6	脳神経外科・リハビリテーション科
医療法人北翔会岩見沢北翔会病院	岩見沢市10条西21丁目	整形外科・内科
医療法人社団倉増整形外科	岩見沢市2条西7丁目	整形外科
医療法人社団仁悠会へんみデンタルクリニック	岩見沢市幌向南1条3丁目346番地	歯科

※入居者様に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合に連絡を取り合い、適切な対応・処置を行う。

12. 協力福祉施設

福祉施設名称	所在地
社会福祉法人 クビド・フェア	岩見沢市志文町301番地
医療法人北翔会 介護老人保健施設 北翔館	岩見沢市10条西21丁目

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「防火管理規定」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	幌向消防署と近隣防災規定を終結し、常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等	別途定める「防火管理規定」にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者も参加して実施します。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	自動火災報知器 誘導灯 ガス漏れ報知器	有 8箇所 有	防火扉・シャッター・カーテン・敷物等防煙性を使用	有
消防計画等	消防署への届出日 平成15年 7月25日 (消火器設置届を含む) 防火管理者 和田 圭美			

14. 業務継続計画の策定

業務継続計画	感染症や非常災害の発生において、入居者様に対する介護サービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期業務再開を図る為の計画を策定し、当該業務策定計画に従い必要な措置を講じています。
研修と訓練	従業員に対し、業務継続計画について周知すると共に必要な研修及び訓練を定期的実施しています。
業務継続計画の見直し	定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 衛生管理等

衛生管理	入居者様が使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。
感染症の発生とまん延	①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。 ②感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。 ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

16. 身体拘束等の原則禁止

身体拘束の原則禁止	当該入居者様又は他の入居者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
適正化を図る措置	①身体拘束等の適正化の為の対策を検討する委員会を3月に1回以上開催得うると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。 ②身体拘束等の適正化の為の指針を整備する。 ③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

17. 虐待防止に関する事項

虐待防止	事業所は入居者様の人権擁護・虐待の防止のための措置を講じます。
虐待防止の措置	①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。 ②虐待防止のための指針を整備する。 ③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

18. ハラスメントの防止

ハラスメントの防止	適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止する為の方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
-----------	--

19. 地域との連携など

地域との連携	運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。
運営推進会議	①介護サービスを提供するにあたり、入居者様、ご家族様、地域住民の代表、市介護保険係職員、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、この事業について知見を有する物等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」という。)を設置し、概ね2月に1回以上、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。 ②前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

20. 当施設ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会 (来訪者名簿)	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度従業者に届け出て下さい。来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得て下さい。
外出・外泊 (外出・外出簿)	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を従業者に申し出て下さい。
嘱託医師以外の 医療機関への受診	主治医、かかりつけの病院等を予め従業者に申し出ておいて下さい。(主治医、かかりつけ病院届出簿)
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の入居者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入居者様の居室等に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	貴重品の紛失・破損等、当施設では責任は負えませんので、出来る限り持ち込みはご遠慮ください。
現金等の管理	事務所にて個別に現金を管理し、小遣い帳を作成し現金の出入りを記入します。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者様に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

サービスコード一覧表：認知症対応型共同生活介護

サービス内容略称	算定項目	単位数	算定単位	
認知症共同生活介護Ⅱ 1	要介護1	753	1日につき	
認知症共同生活介護Ⅱ 2	要介護2	788		
認知症共同生活介護Ⅱ 3	要介護3	812		
認知症共同生活介護Ⅱ 4	要介護4	828		
認知症共同生活介護Ⅱ 5	要介護5	845		
認知症対応型若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	120		
認知症対応型入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合	246	月6日限度	
認知症対応型看取り介護加算1	看取り介護加算	(1)死亡日以前 31日以上45日以下	72	1日につき
認知症対応型看取り介護加算2		(2)死亡日以前 4日以上30日以下	144	
認知症対応型看取り介護加算3		(3)死亡日以前 2日又は3日	680	
認知症対応型看取り介護加算4		(4)死亡日	1,280	
認知症対応型初期加算	初期加算(入居日から30日以内の期間)	30		
認知症対応型医療連携体制加算Ⅰ 1	医療連携体制加算	(1)医療連携体制加算Ⅰ(イ)	57	
認知症対応型医療連携体制加算Ⅰ 2		(2)医療連携体制加算Ⅰ(ロ)	47	
認知症対応型医療連携体制加算Ⅰ 3		(3)医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	37	
認知症対応型医療連携体制加算Ⅱ		(4)医療連携体制加算Ⅱ	5	
認知症対応サービス提供体制加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	
認知症対応サービス提供体制加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	
認知症対応サービス提供体制加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6	
認知症対応型処遇改善加算Ⅱ	介護職員等 処遇改善加算	(2)介護職員等 処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 178/1,000	1月につき

サービスコード一覧表：介護予防認知症対応型共同生活介護

サービス内容略称	算定項目	単位数	算定単位	
予認知症共同生活介護Ⅱ 2	要支援2	749	1日につき	
予認知症対応型若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	120		
予認知症対応型入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合	246	月6日限度	
予認知症対応型初期加算	初期加算(入居日から30日以内の期間)	30	1日につき	
予認知症対応サービス提供体制加算Ⅰ	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		22
予認知症対応サービス提供体制加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		18
予認知症対応サービス提供体制加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		6
予認知症対応型処遇改善加算Ⅱ	介護職員等 処遇改善加算	(2)介護職員等 処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 178/1,000	1月につき